

八丈町 特定地域生活排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 東京都 八丈町

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業 *1

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

*1 八丈町では「八丈町浄化槽設置管理事業」という名称で実施している。

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度	平成24年度	法 適 (全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	令和2年度より 法適(全部)
事業対象区数	浄化槽処理促進区域 面積: 69.11 km ² 人口: 7,207人(令和3年3月1日)		
令和2年度末時点 浄化槽設置管理数	320基 (個人からの寄附による38基含む)		
広域化・共同化・最適化 実施状況 *2	離島という地理的条件から、難しいと考えられる。		

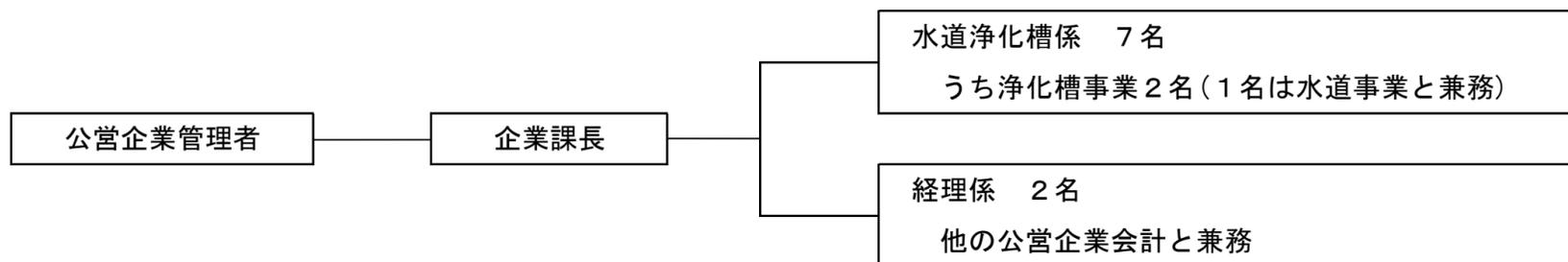
*2 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	人槽区分による定額制 使用料(税込・月額)		
	5人槽	2,550円	7人槽 2,650円 10人槽 3,050円
業務用使用料体系の 概要・考え方	人槽区分による定額制		
		使用料 (税込・月額)	工事負担金 (税込)
	5人槽	2,550円	83,700円
	7人槽	2,650円	104,300円
	10人槽	3,050円	137,500円
	11~15人槽	4,890円	203,900円
	16~20人槽	5,400円	278,600円
	21~25人槽	7,230円	333,200円
	26~30人槽	9,270円	406,600円
31~40人槽	11,610円	452,100円	
41~50人槽	13,340円	573,700円	

③ 組織

<組織体制（令和2年度末）>



(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽の維持管理(保守点検等)を委託
	イ 指定管理者制度	未採用
	ウ PPP・PFI	未採用
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *3	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *4	該当なし

*3 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*4 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和2年度に作成・公表した 令和元年度「経営比較分析表」を添付しています。(法非適)

2. 経営の基本方針

自然環境の保全と生活環境の向上を図るため、合併処理浄化槽の普及や適正管理の啓発に取り組めます。

本町の汚水処理人口普及率は、令和元年度末で39.3%と全国及び東京都の平均と比較して低い。八丈島の公共用水の水質保全や海洋資源の保護、町民の生活環境の向上などを図るため、普及率向上に努めていく。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○浄化槽設置工事
毎年20基以上の浄化槽設置を予定。事業費は約29,000千円を見込んでいる。

② 収支計画のうち財源についての説明

○料金収入(浄化槽使用料) 現行の制度を継続し、新規設置予定基数の予測を合わせて、収入を算出している。
○建設改良費の財源 浄化槽設置工事は全て補助事業とし、国庫補助金・都補助金及び企業債は、現在の制度により算定される額を想定している。
○一般会計繰入金 交付税措置されている企業債償還金に対する繰入のほか、浄化槽設置工事に対し、国都補助金・工事負担金・起債だけでは資金不足となるため、一般会計より基準外繰入を予定している。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費 令和2年度より0.5名分(兼務職員のため小数点あり)を減とし、3名分を計上している。
○浄化槽の維持管理費 修繕費・材料費のほか、保守点検・清掃・法定検査など、現在管理している320基分を計上している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	離島という地理的条件から、難しいと考えられる。
投資の平準化に関する事項	計画的に浄化槽の整備を行っていく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	特記事項なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	浄化槽普及を推進するため、浄化槽が設置されていない家庭のし尿処理料以下としているが、し尿処理料の状況を見ながら料金改定を検討していく。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	特記事項なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者 制度、PPP/PFIなど)	現在と同様、浄化槽の維持管理(保守点検等)委託を継続していく。
職員給与費に関する事項	2名体制とし、本町の人事・給与制度による。
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	計画的・効率的な維持管理により修繕費の抑制に努める。
委託費に関する事項	計画的・効率的な維持管理に努める。
その他の取組	特記事項なし

4. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度、進捗管理を行い、計画期間の中間年である令和7年度末を目途に見直しを行う。計画と大きな乖離が生じる場合は、その原因を分析し、経営戦略の見直しに反映させて行く。
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分		(決算)	(決算見込)										
資本的収入	1. 企業債		4,900	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金		7,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金		973	1,405	1,797	2,085	2,433	2,758	2,910	3,062	3,214	3,366	3,519
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金		6,615	10,803	10,998	11,142	11,317	11,479	11,555	11,631	11,707	11,783	11,859
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金		167	242	242	242	242	242	242	242	242	242	242
	9. その他												
	計 (A)		19,655	28,450	29,037	29,469	29,992	30,479	30,707	30,935	31,163	31,391	31,620
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)		19,655	28,450	29,037	29,469	29,992	30,479	30,707	30,935	31,163	31,391	31,620
	資本的支出	1. 建設改良費		18,880	29,026	29,026	29,026	29,026	29,026	29,026	29,026	29,026	29,026
うち職員給与費													
2. 企業債償還金			1,946	2,810	3,593	4,169	4,866	5,515	5,819	6,123	6,427	6,732	7,037
3. 他会計長期借入金返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)		20,826	31,836	32,619	33,195	33,892	34,541	34,845	35,149	35,453	35,758	36,063	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		1,171	3,386	3,582	3,726	3,900	4,062	4,138	4,214	4,290	4,367	4,443	
補填財源	1. 損益勘定留保資金		160	1,879	2,128	2,311	2,533	2,739	2,836	2,933	3,029	3,127	3,224
	2. 利益剰余金処分量												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他		1,011	1,507	1,454	1,415	1,367	1,323	1,302	1,281	1,261	1,240	1,219
計 (F)		1,171	3,386	3,582	3,726	3,900	4,062	4,138	4,214	4,290	4,367	4,443	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)		114,479	119,669	124,076	127,907	131,041	133,526	135,707	137,584	139,157	140,425	141,388	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分		(決算)	(決算見込)										
収益的収支分			32,289	26,542	26,874	27,343	27,729	28,145	28,795	29,445	30,094	30,743	31,391
	うち基準内繰入金		54										
	うち基準外繰入金		32,235	26,542	26,874	27,343	27,729	28,145	28,795	29,445	30,094	30,743	31,391
資本的収支分			7,973	9,405	9,797	10,085	10,433	10,758	10,910	11,062	11,214	11,366	11,519
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金		7,973	9,405	9,797	10,085	10,433	10,758	10,910	11,062	11,214	11,366	11,519
合 計			40,262	35,947	36,671	37,428	38,162	38,903	39,705	40,507	41,308	42,109	42,910

経営比較分析表（令和元年度決算）

東京都 八丈町

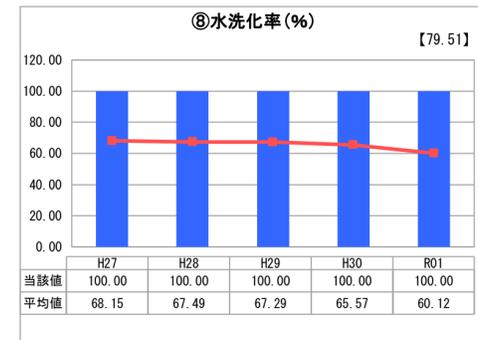
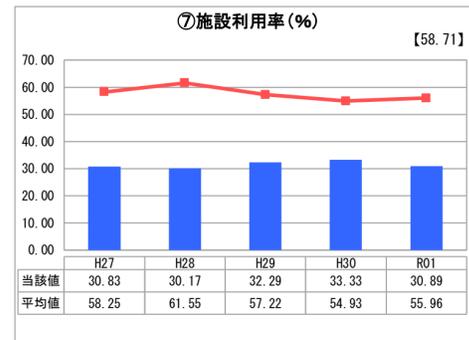
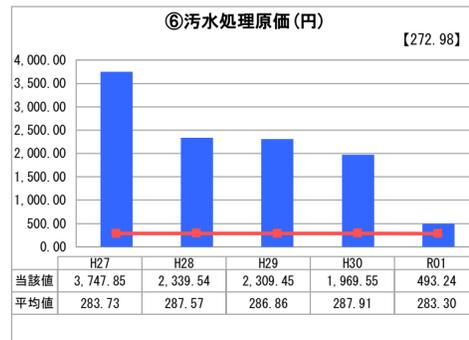
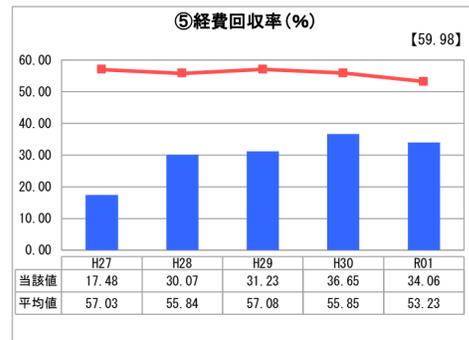
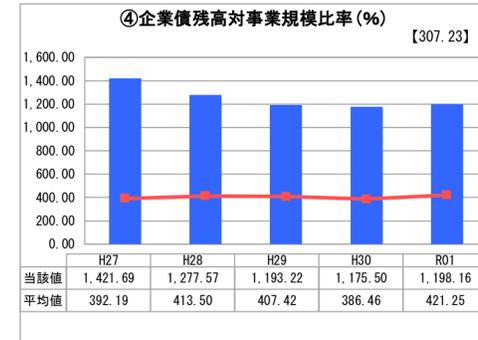
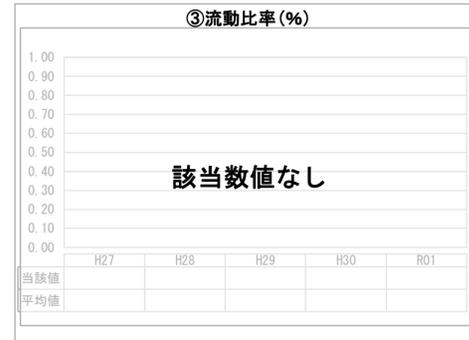
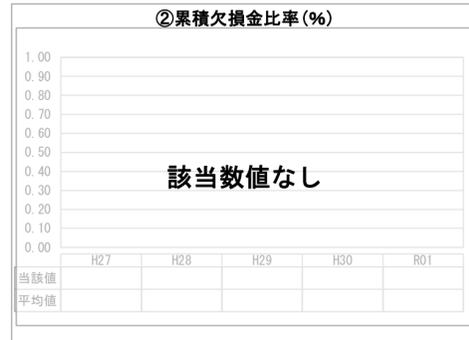
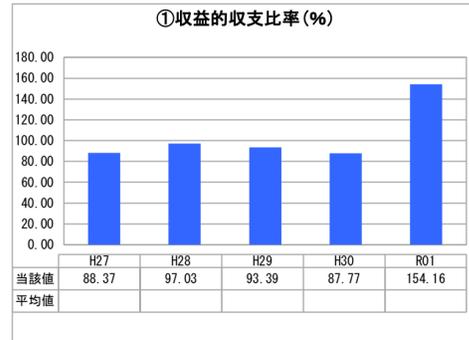
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	8.99	100.00	2,550

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
7,326	72.23	101.43
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
654	69.11	9.46

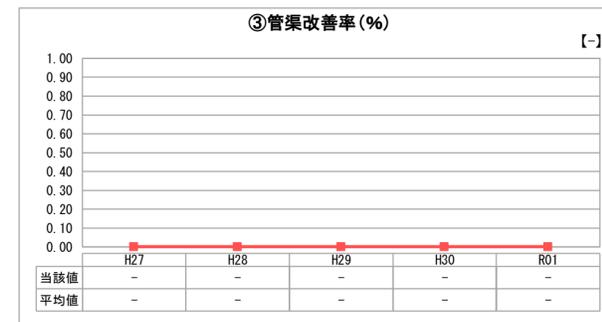
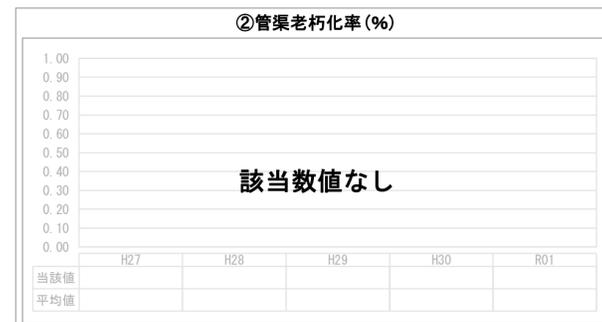
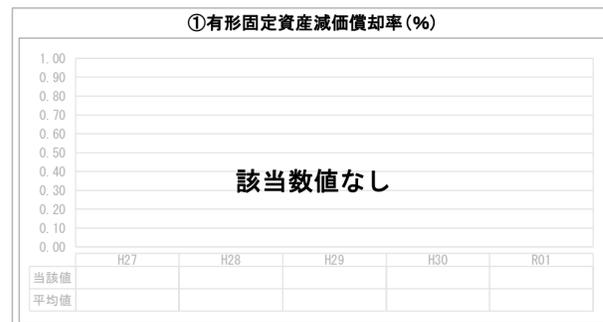
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

令和2年度の地方公営企業法の適用開始にあたり、①収益的収支比率がこれまで毎年度100%以下だったため、開始貸借対照表が債務超過になることが予想された。そのため一般会計から繰入金を増加させたため前年度より大きく増加となったが、今後も経営改善に向けた取り組みが必要である。

④企業債残高対事業規模比率については、類似団体に比べ高い比率となっている。今後も浄化槽の整備を継続していくため、現状と同様に平均値を上回って推移すると思われる。

⑤経費回収率は、平均値を大きく下回っている。事業経営を考慮すると料金改定の検討が必要であるが、増額すると浄化槽転換への個人負担額が増加し、浄化槽整備の鈍化も懸念される。

⑥汚水処理原価及び⑦施設利用率については、高齢者のみの世帯など、汚水処理量が極端に少ないなどのケースが見受けられ、水道使用料も少量のためと分析している。

2. 老朽化の状況について

平成24年度から開始された事業であり、現状では老朽化は見られない。

全体総括

現状では老朽化は見られないものの、年数が経過すれば修繕費がかさみ、また更新費用についても必要となってくる。老朽化や修繕を見据えた事業運営や、し尿汲み取り世帯と浄化槽世帯において負担額に不公平が生じないように料金体系を検討していく。併せて、浄化槽設置率を向上させるため、適切な設置に努めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。